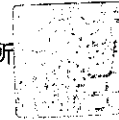


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	西村ときわ法律事務所 弁護士 清水 誠
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル29階
【報告義務発生日】	平成19年2月20日
【提出日】	平成19年2月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名



## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ニッセン
証券コード	8248
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(合同会社)
氏名又は名称	合同会社 THN
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー12 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 19 年 1 月 18 日
代表者氏名	笹 沼 泰 助
代表者役職	職務執行者
事業内容	有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買、経営コンサルティング

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 29 階 西村ときわ法律事務所 弁護士 清水 誠
電話番号	03-5562-8500

(2) 【保有目的】

投資及び発行会社の事業経営戦略推進の支援のため保有しております。
----------------------------------

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	5,560,000 株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 5,560,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 5,560,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成 19 年 2 月 20 日現在）	T 63,416,332 株
上記提出者の 株券等保有割合（%） （R/(S+T)×100）	8.77%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成 19 年 2 月 20 日	株券	5,560,000 株	8.77%	市場外	取得	780 円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成 19 年 2 月 20 日付株式担保差入証に基づき、株式会社新生銀行からの借入金の担保として、同日付で保有株券 5,560,000 株について第一順位の株式担保権を設定しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	2,892,645.6
借入金額計 (V) (千円)	1,444,154.4
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	4,336,800

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
株式会社新生銀行 本店	銀行	ティエリー・ポルテ	東京都千代田区 区内幸町二丁目 1 番 8 号	2	1,444,154.4

③【借入先の名称等】

該当事項なし

## 2 【提出者（大量保有者）／2】

### (1) 【提出者の概要】

#### ① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	ティーエイチエヌ ケイマン インク (THN Cayman, Inc.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、アグランドハウス、私書箱 309GT (PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### ② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### ③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 19 年 1 月 18 日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー (Douglas R. Stringer)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買、経営コンサルティング

#### ④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 29 階 西村ときわ法律事務所 弁護士 清水 誠
電話番号	03-5562-8500

### (2) 【保有目的】

投資及び発行会社の事業経営戦略推進の支援のため保有しております。

### (3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,550,000 株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 3,550,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 3,550,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 19 年 2 月 20 日現在)	T 63,416,332 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	5.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分状況】

年月日	株券等の 種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成 19 年 2 月 20 日	株券	3,550,000 株	5.60%	市場外	取得	780 円

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成 19 年 2 月 20 日付株式担保差入証に基づき、株式会社新生銀行からの借入金の担保として、同日付で保有株券 3,550,000 株について第一順位の株式担保権を設定しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	1,846,923
借入金額計 (V) (千円)	922,077
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	2,769,000

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
株式会社新生銀行 本店	銀行	ティエリー・ポルテ	東京都千代田区 区内幸町二丁目 1番8号	2	922,077

③ 【借入先の名称等】

該当事項なし

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 合同会社 THN  
 (2) ティーエイチエヌ ケイマン インク (THN Cayman, Inc.)

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

###### (1)【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	9, 110, 000 株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 9, 110, 000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 9, 110, 000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

###### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 19 年 2 月 20 日現在)	T 63, 416, 332 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	14. 37%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—



(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（％）
合同会社 THN	5,560,000 株	8.77%
ティーエイチエヌ ケイマ ン インク (THN Cayman, Inc.)	3,550,000 株	5.60%
合計	9,110,000 株	14.37%

## 委 任 状

日本法に基づいて設立され存続する合同会社であって、日本国東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー12階に本店を有する合同会社THN(以下「当会社」という)は、ここに日本国東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル西村ときわ法律事務所の清水誠氏を代理人として選任し、当会社のために当会社の名の下に下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

### 記

- (1) 日本国証券取引法(以下「証取法」という)第27条の23第1項に基づき、株式会社ニッセン(以下「発行会社」という)の発行に係る有価証券の当会社による保有に関し、和文の大量保有報告書(以下「報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (2) 証取法第27条の25第1項に基づき、上記報告書に係る和文の変更報告書(以下「変更報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (3) 証取法第27条の25第4項に基づき、上記の報告書及び変更報告書に係る和文の訂正報告書(以下「訂正報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (4) 証取法の規定に基づき上記報告書、変更報告書又は訂正報告書の写しをその他関連機関及び発行会社に提出する件
- (5) 上記の報告書、変更報告書又は訂正報告書の関東財務局長への提出並びにその他関連機関及び発行会社に対する写しの送付に関して必要又は望ましい一切の行為及び事項を行い、かつかかる提出に関して必要又は望ましいその他一切の書類を作成しこれを交付する件

上記を証するため、当会社は、当会社の権限ある代表者をして本委任状に適法に署名せしめた。

2007年2月20日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー12階

合同会社THN

代表社員 株式会社エイ・ピー・エム

職務執行者 笹沼泰助



## **POWER OF ATTORNEY**


KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, THAT THN Cayman, Inc., an exempted company duly organized and existing under the laws of the Cayman Islands, having its registered office at PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Mr. Makoto Shimizu of the law firm of Nishimura and Partners, Ark Mori Building, 12-32, Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful attorney-in-fact, with full power to act on behalf of the Company and with full power of substitution, for it and in its name, place and stead to do and perform any one or more of the following acts:

- (1) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau a Large Holding Report (the "Report") in the Japanese language under Article 27-23 (1) of the Securities and Exchange Law of Japan ("SEL") in connection with the Company's possession of securities issued by Nissen Co., Ltd. (the "Issuing Company");
- (2) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau Reports of Change pertaining to the Report in the Japanese language under 27-25 (1) of the SEL (the "Reports of Change");
- (3) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau Amendment Reports pertaining to the Report and the Reports of Change in the Japanese language under Article 27-25 (4) of the SEL (the "Amendment Reports");
- (4) To deliver the copies of the Report, the Reports of Change or the Amendment Reports to the other relevant authorities and the Issuing Company in accordance with the provisions of SEL; and
- (5) to do any and all acts and things and to execute and deliver all such other documents as may be necessary or desirable in connection with the filing of the Report, the Reports of Change or the Amendment Reports with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau and the deliver of the copies thereof to the other relevant authorities and the Issuing Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be duly executed by its duly authorized representative.

Date: February 20, 2007

THN Cayman, Inc.

  
Name: Douglas R. Stringer  
Title: Director

(訳 文)

## 委 任 状

ケイマン諸島法に基づいて設立され存続する免税会社であって、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、アグランドハウス、私書箱 309GT に本店を有するティーエイチエヌ ケイマン インク(以下「当会社」という)は、ここに日本国東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル西村ときわ法律事務所の清水誠氏を代理人として選任し、当会社のために当会社の名の下に下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

### 記

- (1) 日本国証券取引法(以下「証取法」という)第 27 条の 23 第 1 項に基づき、株式会社ニッセン(以下「発行会社」という)の発行に係る有価証券の当会社による保有に関し、和文の大量保有報告書(以下「報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (2) 証取法第 27 条の 25 第 1 項に基づき、上記報告書に係る和文の変更報告書(以下「変更報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (3) 証取法第 27 条の 25 第 4 項に基づき、上記の報告書及び変更報告書に係る和文の訂正報告書(以下「訂正報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (4) 証取法の規定に基づき上記報告書、変更報告書又は訂正報告書の写しをその他関連機関及び発行会社に提出する件
- (5) 上記の報告書、変更報告書又は訂正報告書の関東財務局長への提出並びにその他関連機関及び発行会社に対する写しの送付に関して必要又は望ましい一切の行為及び事項を行い、かつかかる提出に関して必要又は望ましいその他一切の書類を作成しこれを交付する件

上記を証するため、当会社は、当会社の権限ある代表者をして本委任状に適法に署名せしめた。

2007 年 2 月 20 日

ティーエイチエヌ ケイマン インク

(署 名)

肩書：ダイレクター

上記、正訳致しました。

弁護士 清水 誠

